

## 日本家族法を考える

白鷗大学教授

水野紀子

MIZUNO Noriko



今年、1868年の明治維新から153年にあたる。そして1945年の敗戦で区切ると、明治維新からの前半は77年、後半は76年となり、ほぼ中間地点になる。明治民法は、1898年の立法だったから、戦後民法のほうが、明治民法よりもずっと長く適用されている。明治民法

は、西欧民法を継受した法典だが、財産法と異なり、家族法では、母法の規定を変容させて「家」制度を作った。そして戦後改正で「家」制度は廃止され、条文は平等化された。

戦後改正当時から70年余りの間に、西欧家族法は、家族を取り巻く社会の変化に対応して、大きくその姿を変えた。しかし日本家族法は僅かな手直し以外、殆ど維持されている。たしかに戦後改正が当時、世界的に見ても先んじて平等化を徹底させた側面はある。しかしより根本的には、むしろ西欧民法の家族法と異なる日本家族法の特徴が、この改正の少なさの理由であるように思われる。本連載では、我々の家族法の特徴を考えてみたい。